



2013年7月31日

各 位

会社名 三菱地所株式会社
代表者名 取締役社長 杉山 博孝
コード番号 8802
問合せ先 広報部長 高野 圭司
(TEL 03-3287-5200)

新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の割当に関するお知らせ

当社は、2013年7月31日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く9名)に対して、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

第1 スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

株価上昇及び業績向上への貢献意欲や士気を一層高めることで、中長期的な視野に立った株主との価値共有を進めることを目的として、社内取締役に株式報酬型ストックオプションを発行する。

第2 新株予約権の発行要領

1. 募集新株予約権の名称 三菱地所株式会社 2013 年新株予約権
2. 募集新株予約権の総数 33個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該分割の基準日の翌日（基準日を定め
ないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを
適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株
主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主
総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式
数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適
用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、
合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日
までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者
（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日
までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知する
ものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使
することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付
与株式数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

2013年8月16日から2043年8月15日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備に 関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、
会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1
の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の
額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金
の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要
するものとする。

8. 募集新株予約権の取得条項

以下の i、ii、iii、iv または v の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 6. に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

上記 8. に準じて決定する。

ix その他の新株予約権の行使の条件

下記 11. に準じて決定する。

10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる一株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. その他の募集新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、上記 5. の期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

ii 上記 i に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）には、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

- iii 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

12. 募集新株予約権の払込金額

ブラック・ショールズ式により以下の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- i 1 株当たりのオプション価格 (C)
- ii 株価 (S): 2013年8月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- iii 行使価格 (X): 1 円
- iv 予想残存期間 (T): 15年
- v ボラティリティ (σ): 15年間(1998年8月16日から2013年8月15日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率
- vi 無リスクの利子率 (r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- vii 配当利回り (q): 1 株当たりの配当金(2013年3月期の配当実績) ÷ 上記 ii に定める株価
- viii 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

※上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

※当社は割当対象者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

13. 募集新株予約権を割り当てる日

2013年8月15日

14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は2013年8月15日とする

15. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役(社外取締役を除く)9名に33個を割り当てる。

以 上